

山梨県 最終評価結果書

都道府県名	山梨県	都道府県コード	19
-------	-----	---------	----

1 実施状況の概要(平成30年度末時点)

(1) 交付市町村数	19 市町村				
(2) 協定数	317 協定	【うち集落協定	309 協定	うち個別協定	8 協定
		集落協定参加者数	11,591 人		
(3) 交付面積	3,739 ha	【対象農用地面積	5,723 ha	交付面積率	65.3 %
		【協定締結面積	3,739 ha	協定締結面積率	65.3 %
		【地目別交付面積内訳	田 : 3,168 ha	畑 :	571 ha
			草地 : 0 ha	採草放牧地 :	0 ha
(4) 交付金額	505,653 千円	【うち共同取組活動分 :	231,770 千円	うち個人配分 :	273,884 千円

2 第4期中間年評価結果のフォロー等

項目	現状等																			
・指導・助言を行っている協定の現状	<p>・高齢化、過疎化が進み、新たな担い手や後継者、新規就農者等の確保が困難となっている。</p> <p>・各集落における問題点を総会等で抽出し、共同活動等により改善するよう助言・指導を行っている。</p> <p>・農業者のみだけでなく、非農業者も含めた話し合いの場を設けることにより地域ぐるみでの体制づくりを推進している。</p> <p>・今後、本制度を続けていくためには集落内の話し合いは非常に重要だと思うので、細かいことでも話し合いをする様に指導・助言を徹底している。</p> <p>・協定参加者の高齢化等により、目標達成は厳しい状況の集落協定もあるが、引き続き指導・助言を行うことにより、全ての集落協定等で目標達成が見込まれる。</p>																			
	<table border="1"> <tr> <td>① 指導・助言を行っている平成30年度末時点の協定数</td> <td>253 協定</td> </tr> <tr> <td>② 上記のうち</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 31年度までに目標達成が見込まれる協定数</td> <td>219 協定</td> </tr> <tr> <td>・ 引き続き、指導・助言が必要な協定数</td> <td>34 協定</td> </tr> <tr> <td>・ 取組の改善が見込めないものとして措置を講じた協定数</td> <td>0 協定</td> </tr> <tr> <td>③ 第4期中間年評価における要指導・助言協定数</td> <td>84 協定</td> </tr> <tr> <td>④ 上記のうち</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 31年度までに目標達成が見込まれる協定数</td> <td>56 協定</td> </tr> <tr> <td>・ 引き続き、指導・助言が必要な協定数</td> <td>28 協定</td> </tr> <tr> <td>・ 取組の改善が見込めないものとして措置を講じた協定数</td> <td>0 協定</td> </tr> </table>	① 指導・助言を行っている平成30年度末時点の協定数	253 協定	② 上記のうち		・ 31年度までに目標達成が見込まれる協定数	219 協定	・ 引き続き、指導・助言が必要な協定数	34 協定	・ 取組の改善が見込めないものとして措置を講じた協定数	0 協定	③ 第4期中間年評価における要指導・助言協定数	84 協定	④ 上記のうち		・ 31年度までに目標達成が見込まれる協定数	56 協定	・ 引き続き、指導・助言が必要な協定数	28 協定	・ 取組の改善が見込めないものとして措置を講じた協定数
① 指導・助言を行っている平成30年度末時点の協定数	253 協定																			
② 上記のうち																				
・ 31年度までに目標達成が見込まれる協定数	219 協定																			
・ 引き続き、指導・助言が必要な協定数	34 協定																			
・ 取組の改善が見込めないものとして措置を講じた協定数	0 協定																			
③ 第4期中間年評価における要指導・助言協定数	84 協定																			
④ 上記のうち																				
・ 31年度までに目標達成が見込まれる協定数	56 協定																			
・ 引き続き、指導・助言が必要な協定数	28 協定																			
・ 取組の改善が見込めないものとして措置を講じた協定数	0 協定																			

3 事項ごとの評価

項目	取組の概要及び取組により生じた効果												
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項	<p>・「将来にわたり農業生産活動等が可能となる集落内の実施体制構築」を目指す集落が大半となっている。</p> <p>・各集落で定期的に共同活動(農道・水路清掃等)を実施するとともに、将来の農業生産活動の継続について話し合いを行うことにより、集落ぐるみで農地の荒廃を抑制することができた。</p> <p>・地域で支え合う体制を整備することによって、高齢化による担い手不足にも関わらず、取組面積が増加した市町村もあり、荒廃農地の発生防止に効果が現れている。</p> <p>・機械や農作業等の共同化を進めることにより、個々の農家の負担を軽減することができた。</p>												
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	<p>取組に対する評価及び関連する課題</p> <p>・集落内での話し合いにより活動目標を設定し、共同活動等を行うことにより、協定参加者の意識の高揚、農業生産への意欲が向上している。</p> <p>・営農や農地の保全管理の継続が困難となった場合のサポート体制が整備され、荒廃農地の発生防止につながっている。</p> <p>・集落によっては高齢化による担い手不足が顕著となっており、今後の取り組みに支障をきたす恐れがある。</p> <p>・担い手不足、兼業農家比率の増大等に対応するため、新規参入者の確保や外部への委託などの検討が必要である。</p>												
	<p>取組の概要及び取組により生じた効果</p> <p>・農地の耕作及びのり面管理等を共同で行うことにより、荒廃農地の解消及び防止につながっており、成果が上がっている。</p> <p>・のり面の管理等を定期的に行うことにより、台風等の災害時に、被害を未然に防ぐことができた。</p> <p>・鳥獣被害防止対策として、柵やネット等の設置を行い、耕作面積の維持が図られた。</p> <p>・集落内のサポート体制を活用し、耕作等できなくなった農地を他の参加者が借り受けるなど荒廃農地発生防止に効果がみられた。</p> <p>・集落内外の担い手等に利用権の設定や農作業の委託を行うことにより、荒廃農地の発生を防止できている。</p>												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>集落協定</th> <th>個別協定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 協定締結面積</td> <td>3,662 ha</td> <td>77 ha</td> </tr> <tr> <td>② 農振農用地区域への編入面積</td> <td>0 ha</td> <td>0 ha</td> </tr> <tr> <td>③ 既荒廃農地の復旧面積</td> <td>0 ha</td> <td>0 ha</td> </tr> </tbody> </table>		集落協定	個別協定	① 協定締結面積	3,662 ha	77 ha	② 農振農用地区域への編入面積	0 ha	0 ha	③ 既荒廃農地の復旧面積	0 ha	0 ha
	集落協定	個別協定											
① 協定締結面積	3,662 ha	77 ha											
② 農振農用地区域への編入面積	0 ha	0 ha											
③ 既荒廃農地の復旧面積	0 ha	0 ha											
	<p>取組に対する評価及び関連する課題</p> <p>・各協定における適正な管理活動等により、協定農地での耕作放棄を防止できている。</p> <p>・協定を締結することにより相互に農業者同士が団結して、耕作を継続していく体制が整ってきている。</p> <p>・地域内の農地を適切に管理する体制が整ってきており、耕作放棄対策に対し積極的に取り組み、今後も継続的な活動が見込まれる。</p> <p>・より積極的に中間管理機構の活用、ほ場整備の導入等に取り組み荒廃農地発生を防止を行っているが、今後は協定面積を増やし、より広域での取組を行う必要がある。</p>												

○	⑬ 高齢者や女性による活動や世代間交流が活発になった	・水路や農道の泥上げや草刈、鳥獣害防護柵の維持管理等が定着したことで集落内での話し合いの回数も増加し、地域内の交流が活発になった。
	⑭ 高齢者や子育て世代への支援など定住条件が整備された	
○	⑮ その他	・農地をみんなで守ろうという意識が生まれた
都道府県第三者委員会の意見		
<p>・平成12年度から継続している制度であり、耕作放棄地の発生防止に大きく寄与していると考えられる。</p> <p>・また、地域での話し合い等により集落内のコミュニケーションを図るとともに、集落の維持に役立っている。</p> <p>・集落戦略の作成により返還要件が緩和されているが、山梨県のようにひとつの集落協定面積が小さい場合、戦略を作成してもメリットがない。集落戦略作成時の要件緩和措置について見直しを要する。</p> <p>・総合評価において「新たな人材の受け入れや多様な組織等との連携に対する意識が醸成された」とされているが、効果としては「担い手の確保」には至っていない。このような状況について現場の状況を確認し、今後の方針等に活かすべきである。</p> <p>・制度開始以来、現在の協定参加者は20年間現状維持を続けてきており、それだけでも評価に値する。これからの集落の将来像を考え具現化していくのは、次世代の担い手となる。通常、世代交代は30年と言われており、本制度の総合的な評価のためには、あと10年は継続した方が良いのではないと思われる。</p>		

6 今後、適切な農業生産活動が継続的に行われるための課題等

管内市町村の集落において、本制度を活用して農業生産活動を継続していくための課題をすべて選び、その詳細及び対策(実施しているものを含む。)を記載してください。

事項		課題の詳細及び対策
人員・人材に関する課題	○ ① 高齢化・過疎化の進行による協定参加者の減少	・地域での高齢化が進んでいる中、定年延長等もあり、今後ますます協定参加者の高齢化が懸念される。 ・農業法人やヤターン等の新規参加者等も含めた新たな担い手を確保する必要がある。
	○ ② 担い手の不在	・少子化による後継ぎの減少、また働き方も多様化する中、特に中山間地域では担い手が不足している。 ・対策として、新たな担い手候補等に対し、制度の周知、また交付単価の引き上げ等が必要と考えられる。
	○ ③ リーダーや活動の核となる人材の不足	・高齢化に伴い集落をまとめる元気で核となる人物が少なくなっている。 ・第1期開始時からリーダー等が変更されていない集落もあり、今後の活動が持続できない可能性がある。 ・より意欲的でリーダーとなる人材を選定、確保する。
営農に関する課題	○ ④ 農地の生産条件(圃場条件)の不利	・中山間地の傾斜地や不整地なほ場、また傷みの激しい農道・水路が農業者にとって不利となっている。 ・現在、ほ場整備等も行っているが、引き続き県や市町村において営農意欲のある集落の基盤整備等を順次進めていく必要がある。
	○ ⑤ 野生鳥獣の被害	・中山間という地域柄、野生鳥獣被害を完全に防ぐことはできないと思われる。 ・共同取組活動費を活用し防除資材等の導入を行っているが、県や市町村による鳥獣害防止施設の設置や有害獣の捕獲等も併せて継続していく必要がある。 ・人と動物の緩衝帯であった里山の復活が必要と思われる。
	○ ⑥ 農業収入の減少	・鳥獣害による農作物への被害も多く、農家の収入減少及び営農意欲の低下を招いている。 ・鳥獣害対策の徹底による収量確保、また農産物直売所等の整備による販路拡大等により収入増加を目指す。
	○ ⑦ 農作業の省力化	・省力化を図りたいが、傾斜地及び狭い農地のため機械化が難しい。 ・高齢化が進む中、スマート農業の推進など新メニューの活用を視野に入れつつ、効果的な省力化を行う必要がある。
農村協働力(集落機能)に関する課題	○ ⑧ 農村協働力(集落機能)の低下・共同取組活動の衰退	・本交付金等の活用により、集落機能の低下及び共同取組活動の衰退を防ぐ。
	○ ⑨ 集落内の話し合い回数の減少	・今後、高齢化による話し合い回数の減少が進むと思われる。 ・地域の問題について話し合いの場を持つことができるよう行政が働きかけを行う必要がある。
	○ ⑩ 中山間地域の生活環境の改善	
本制度に関する課題	○ ⑪ 交付金返還措置への不安	・4期対策において交付金の免責要件は緩和されたものの、集落協定参加者の高齢化により5年の期間は非常に長く、将来への不安から連帯責任を感じてしまう。 ・返還免除に関する規定や、集落戦略の作成による緩和措置等についての説明を徹底する。
	○ ⑫ 行政との連携不足	
	○ ⑬ 事業要件の見直し(協定期間(5年間)の短縮や交付単価の見直し等)	・協定参加者の高齢化に伴い、5年間の活動継続に対する不安が強いため協定期間の短縮が必要。 ・現状の交付単価では、保全管理に係る費用も農家の負担となっているため、交付単価の引き上げが必要。 ・畑に対する交付単価の見直し。
	○ ⑭ 事務負担の軽減	・事務作業経験のない高齢の農家においては、事務負担が大変大きい。 ・市町村においても協定書作成への支援を行っているが、年々事務が煩雑化し書類や提出物も多くなってきており、限られた人数の市町村職員では対応しきれない。 ・様式の簡素化や事務量の削減が必要。
	○ ⑮ その他	
	○ ⑯ 課題等はない	
都道府県第三者委員会の意見		
<p>・高齢化と担い手不足は、多くの地域で問題となっているが、中山間地域では非常に深刻であり、早急に対応を検討しなければならない。</p> <p>・集落内に次世代を担う若者等がどの程度いるのかが問題。女性・若者等の参画を得た取組(B要件)の設定もあるがうまく機能していないように思える。より実態に即した単価や要件の設定により若者や女性が活躍できる場を用意し、スムーズに世代交代できるようにしていく必要がある。</p> <p>・田と畑とで交付単価や対象農用地の傾斜条件等が異なり、集落内で不公平感が出ている。諸外国と比較しても単価は決して高くはない中、畑の単価の引き上げ等の見直しを行うべきである。</p> <p>・農業者には不慣れな書類作成や、要綱等の改正による事務手続きの変更など、事務処理が負担となっている。制度本来の趣旨からしても「協定農用地が荒廃していない」といった確認のみとし事務の簡素化を図るよう要望する。</p>		

7 対象農用地を有するもの本制度に取り組んでいない理由

対象農用地を有するもの中山間地域等直接支払制度に取り組んでいない農業集落について、取組を行わない理由を記載してください。

取組を行わない理由	
<ul style="list-style-type: none"> ・農業生産活動が行われている農用地が1ha以上の一団地にならないため。 ・担い手が不足している又は高齢化していること、及び組織のリーダーや中心となる人材がいないため。 ・高齢化や担い手不足のため、農地の維持管理が難しく、継続した活動が困難になったため。 ・5年間活動を継続することができるのかという不安や、事務や会計処理を行う事への抵抗があり取り組みに至らない。 	

8 取組の評価と今後の取組方針

以下の項目毎に、中山間地域等直接支払制度のこれまでの取組に対する評価を記載するとともに、集落等の課題を踏まえた今後の取組方針について記載してください。また、基礎単価で交付を受けている集落と体制整備単価で交付を受けている集落の違いや、加算措置を受けている集落で見られる特色などについて具体的に記載してください。

事項	影響等及び今後の取組方針
① 耕作放棄の防止、農道・水路の維持管理、多面的機能の増進	<ul style="list-style-type: none"> ・各集落とも農地の耕作及び法面管理や周辺林地の下草刈り、定期的な農道・水路周辺の清掃、修繕等の共同活動により、荒廃農地の解消及び防止に努めており、その効果は非常に高い。 ・今後より一層の高齢化等も懸念されるが、引き続き、積極的な活動に対する支援と広域化の推進等を行っていく。
② 農業生産体制の整備(担い手・協定の核となる人材の確保、農地集積等の取組)	<ul style="list-style-type: none"> ・本制度により、集落の共同による農業生産体制の整備や農地の維持・管理への意識の高まりとともに活動が継続されており、一定の成果が上がっている。 ・しかし高齢化が進行する中、後継者不足や担い手の確保が課題となっている。 ・行政とも連携し、新規参加者や法人など新しい担い手の確保や担い手への農地集積、外部委託の検討等を行う必要がある。
③ 所得形成(農業生産活動の持続的発展に向けた6次産業化等の取組)	<ul style="list-style-type: none"> ・6次産業化(そば、味噌作り等)や都市農村交流(農業体験受入等)で所得向上が図られている協定も見られるが、地域によってはそれ以前に生産量の維持が課題となっている。 ・地域の実情に即した作物導入や販路の拡大、地域のPR等の検討・支援を行っていく必要がある。
④ 農村協働力(集落機能)の向上・維持、集落コミュニティの活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・集落単位での活動が基本であるため、協定の構成員相互で助け合いながら活動が進められており、高齢化や担い手不足が進展する中であっても、本制度の活用により農業生産活動の基礎である地域協同や農地維持・管理が継続されている。 ・しかし現状維持に精一杯の地域も多く、今後は近隣集落との広域連携や法人等との連携により農地の維持・管理を継続して進めていけるよう指導・助言をしていく必要がある。
⑤ 集落間連携・広域化、多様な中間支援組織との連携による取組体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・本県では集落間連携・広域化に取り組んでいる集落協定等はないが、今後、高齢化等により取組が困難となる集落も想定されることから、広域化や多様な組織等との連携を進めていく必要がある。
⑥ 超急傾斜農地の保全活動	<ul style="list-style-type: none"> ・法面の草刈及び補修等により超急傾斜地の荒廃農地化を防止できたり、棚田オーナー制度の実施により都市住民との交流が生まれ地域の活性化につながった。 ・超急傾斜のため活用が難しい農地であり、今後も維持・管理を継続できるか不確定な部分もあるが、集落と連携しその活動を引き続き支援する。
⑦ その他(省力化等)	<ul style="list-style-type: none"> ・自走式草刈り機の導入等により省力化を検討している集落もあり、引き続き導入に向けた支援を行う。
⑧ ①から⑦の取組に関連した交付金の配分方法、用途のあり方	

都道府県第三者委員会の意見

<ul style="list-style-type: none"> ・農業全体の問題も含んでおり、本制度だけでは問題解決はできない。この事業は様々な施策の結末点を担っているという面もあるので、他の施策メニューと併せてパッケージとして集落に提案を行えるようにすると良いと思う。 ・広域化を進めるにあたり、単に既存集落を連携させるだけでは無く、守るべき農地を明確にした上で、新たな集落として活動できるよう検討が必要。 ・また、広域連携等は一つの集落だけでは話が進まないことから、より行政による現場への支援(介入)を強め、集落間の積極的な話し合いを誘導することも必要。 ・「条件不利地において農業生産活動を継続するための支援策」という本来の事業趣旨を再確認し、地方の裁量を高め、市町村等の事務処理量も減らすなど簡素化につなげるべき。
--

9 本制度に対する意見等

中山間地域等直接支払制度に取り組んだ結果を踏まえた、本制度に対する御意見等を記載してください。

意見
<p>1、返還規定の見直し</p> <p>高齢化が進み、担い手が少ない地域では5年間の維持管理が難しいと考える集落が多く、協定期間中に維持管理ができなくなった場合の全面遊及返還に対し不安を感じ「他の人たちに迷惑をかけられない」等の理由から、次期対策への参加を見送る協定も多い(集落戦略の作成による緩和措置もあるが、小規模集落では面積要件により対象外)。5年間の維持管理または、それを出来なくなったときの返還規定を緩和することで、次期対策に継続して参加する集落も増えると考え。</p>
<p>2、事務処理の簡素化</p> <p>協定参加者の多くは高齢であり、またパソコン等の取扱も不慣れであることから事務作業を大きな負担となっている。市町村役場の職員が指導や書類の修正、場合によっては作成まで行っているとある状態であるため、必要書類の簡素化は必須だと考える。</p>
<p>3、交付金額の見直し</p> <p>田、畑の単価の差や傾斜の要件は、共同活動を行っているにもかかわらず個人配分される金額に大きな差が出たり、同じ団地内でも地目が畑で傾斜が要件に合わず協定に参加出来ないなど、地域(集落協定)の中でも不満が出ている。また今後、後継者(若手)のいない集落を維持していくためには、地域による取り組みだけでなく、業者等へ外注してでも農地を維持できるレベルでの制度が必要ではないかと考える。よって交付単価の見直し及び交付金額の増額等について検討をいただきたい。</p>